

令和6年度「平和への思い」発信・交流・継承事業業務委託仕様書

1 業務委託名

令和6年度「平和への思い」発信・交流・継承事業委託業務

2 事業目的

沖縄と同様に、悲惨な戦争体験等を有し、体験の継承と平和構築に取り組むアジア諸国と日本の学生が共に学びつつ相互理解を深め、平和について考える機会を提供する。それにより各国・地域の平和教育・平和活動に資するとともに、本事業で培った絆により平和構築のためのネットワークの形成と広く平和のために活動する人材を育成し、事業の成果を平和教育等に継続的に活用することを目的とし、実施するものである。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

4 委託料

(1) 委託料は 26,439,000 円 以内（消費税込み）の額。（本事業の企画提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。）

(2) 積算の費目は、次の通りとする。

ア. 直接人件費

イ. 直接経費（報償費、旅費、通訳・翻訳料、印刷製本費、広告料、使用料、再委託費等）

ウ. 一般管理費（※1）

エ. 消費税相当額（※2）

（※1）一般管理費については、次の計算式により算出すること。

（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内

（※2）消費税相当額（直接人件費＋直接経費＋一般管理費）×10/100

(3) 委託料見積額 = ア+イ+ウ+エ

5 委託業務の概要と企画提案にあたっての留意点

業務の概要は下記の（1）から（6）のとおり。企画の提案にあたっては業務の概要と事業目的を踏まえて、事業目的を最大限達成することができるような企画を提案すること。なお、実際の業務実施にあたっては必要に応じて沖縄県と調整し、了解を得るものとする。

(1) 日本国内及びアジア諸国における参加者の募集・選定

(ア) 参加国・地域

①沖縄県・広島県・長崎県からの参加者：

沖縄県内、広島県内及び長崎県内に在住し、各県内に所在する大学に在籍する学生（学部生・大学院生）に限る。

②アジア諸国からの参加者：

カンボジア、韓国、台湾、ベトナム国内に在住し、それぞれの国・地域に所在する大学に在籍する学生（学部生・大学院生）に限る。

(イ) 募集・選考

①募集窓口は各募集国・地域の大学その他行政・教育機関等、信頼できる機関とすること。

②参加者の選考に係る要件

- i 原則として、大学生（4年生を除く）及び大学院生を対象とする。ただし、各国・地域の事情を踏まえ、参加が困難と判断される場合又は大学4年生の参加について大学等から特に推薦がある場合は、沖縄県と協議の上、大学4年生も対象とする。
- ii 参加者は本事業の主旨を十分に理解し、将来自国での平和教育・平和活動に携わる意思のある者で、事業参加国・地域の若者と連携して平和発信に寄与する意思のある者とする。
- iii 選考については、各参加国・地域の有識者等による選考委員会を設けるなど、公正・公平な選考となるとともに、事業の目的が達成できるような選考とすること。

(ウ) 募集人員

募集人員は、35名とする。国・地域別の内訳は、表1の通り。

表1 国・地域別募集数

	募集国・地域	募集人数
1	日本（沖縄県）	5名
2	日本（広島県）	5名
3	日本（長崎県）	5名
4	カンボジア	5名
5	韓国	5名
6	台湾	5名
7	ベトナム	5名

(エ) 指導者・通訳者の確保

①手配方法について

表2に示すとおり、日本（沖縄県・広島県・長崎県）、カンボジア、韓国、台湾、ベトナムについては、現地からの指導者を各1名確保する。通訳については、必要に応じて募集国・地域毎に1名ずつ手配すること。

また、表2の4～7における募集国・地域において通訳を確保する場合、下記の「※指導者の要件」に記す要件を満たす者で、通訳業務を遂行できる者であれば、指導と通訳を兼務することが出来る。

表2 指導者・通訳者

	募集国・地域	必要数
1	日本（沖縄県）	指導者1名
2	日本（広島県）	指導者1名
3	日本（長崎県）	指導者1名
4	カンボジア	指導者1名、通訳1名
5	韓国	指導者1名、通訳1名
6	台湾	指導者1名、通訳1名
7	ベトナム	指導者1名、通訳1名

※指導者の要件

指導者については、本事業の主旨を理解し、平和教育や異文化理解、参加者の健康管理等において、専門性を生かして事業遂行に積極的に協力・貢献できる人材とすること。

(2) 事前研修の実施

沖縄県内で実施する共同学習（以下、共同学習という。）の前に、以下の内容及び条件を満たす事前研修を実施する。

(ア) 学習内容・学習水準

表3に示す自国・地域で起こった戦争や内戦等を対象に事前学習を行う。学習内容は、歴史的事実の学習のみならず、そこから得られた教訓、継承の必要性・方法、平和への思い等、共同学習において自らの意見として発表できる水準に達するようにすること。

表3 事前学習対象

	対象国・地域	事前学習対象
1	日本（沖縄県）	沖縄戦
2	日本（広島県）	広島県における原爆投下
3	日本（長崎県）	長崎県における原爆投下
4	カンボジア	カンボジア大虐殺（ポルポト政権下の大虐殺）
5	韓国	済州島4.3事件
6	台湾	2.28事件
7	ベトナム	ベトナム戦争

(イ) 事前学習方法

原則として、表3に示す戦争等を対象とする博物館や資料館、または大学等の機関・研究者等と連携して事前学習を行う。

(ウ) 実施期間

- ①海外参加国・地域の事前学習…各国・地域の状況に応じて適宜開催する。
- ②日本国内（沖縄県・広島県・長崎県）の事前学習…各地の状況に応じて適宜開催する。

(3) 共同学習

10月～12月中に沖縄県内において、日本国内（沖縄県・広島県・長崎県）からの参加学生と海外（カンボジア、韓国、台湾、ベトナム）からの参加学生が宿泊を共にし、沖縄戦及び沖縄の歴史・現在の課題等について学習する「共同学習」を実施する。

加えて、各参加国・地域の歴史・課題についても互いに理解を深めさせる様々な取り組みを通して参加学生同士の絆を深めることにより、平和発信のための人的ネットワークが構築できるようにする。

(ア) 共同学習参加者

共同学習参加者は、基本的に県内での宿泊施設に宿泊するものとし、学生、通訳、指導者、帯同者、受託業者等が対象で、最大で計50名とする。なお、宿泊に際しては、参加者の宗教、思想・信条、性別等を十分に考慮し、食事・入浴等生活に支障のないように手配すること。

(イ) 共同学習期間・場所

- ①共同学習は、8日間程度を基準として行う。
- ②共同学習が出来る会議室等を確保すること。
- ③宿泊については、②の研修場所に適し、救急外来対応可能な病院等医療施設へアクセスできる宿泊施設等（朝夕食付きとする）を確保すること。

(ウ) 共同学習中の研修内容

本事業の主旨・目的を踏まえ、効果の高い研修内容を提案すること。

(エ) 使用言語

原則として、研修期間中は通訳を介して日本語での進行を予定しているが、参加者の母国語が多言語であることから、他に有効な方法があれば提案すること。

(オ) その他

- ①共同学習の実施にあたり、事前に参加者向けオリエンテーションを実施すること。
- ②共同学習期間中は、宿泊先で提供される朝夕食以外に、昼食も提供すること。
- ③沖縄県からの参加学生が宿泊しない場合は、共同学習の全ての日程に参加できるように配慮すること。
- ④感染症の流行拡大等、参加者が沖縄県に参集できない場合も想定して、事業計画を行うこと。

(4) シンポジウムの開催

- ①共同学習終了後、成果発表の場としてシンポジウムを開催すること。（開催日の調

整、開催場所の選定・確保を含む)

- ②シンポジウムの開催に係る周知・広報を行い、特に参加者と同世代の若者の参加を促すよう、工夫すること。広報媒体はWEB広告等が想定されるが、他に有効な方法があれば、提案すること。
- ④必要に応じて同時通訳者または逐次通訳者を手配し、シンポジウムがスムーズに進行するように工夫すること。
- ⑤パネリスト、コーディネーター、司会進行役等の選定・出演依頼を行うこと。

(5) 共同学習成果報告書の作成

- ①研修成果品として、事前研修及び共同学習の成果をまとめた報告書（日本語版・英語版）を作成すること。
- ②報告書は、教育現場等で平和学習に活用できる構成・内容とすること。

(6) 過去に本事業に参加した学生とのオンライン交流会の実施

- ①令和元年度～5年度に実施した本事業に参加した学生と、今年度参加する学生によるオンライン交流会を共同学習期間中に実施すること。
- ②年度、国・地域に偏りがないように調整を行ない、参加調整を行うこと。
- ③必要に応じて、同時通訳または逐次通訳者を手配し、交流会がスムーズに進行するように工夫すること。

6 委託業務内容

(1) 参加学生の募集と選定

- ①事業対象各国・地域（日本（沖縄県・広島県・長崎県）、カンボジア、韓国、台湾、ベトナム）において、参加者の募集及び選定を行う。定員は、各国・地域5名ずつとする。
- ②広島県、長崎県、カンボジア、韓国、台湾、ベトナムにおける参加者の募集及び選定については、現地業者に委託して実施する。
- ③参加者の選考については、参加者選定委員会（3～5名程度）等による選考方式によって審査、決定するなど、公正・公平に実施すること。

(2) 研修プログラムの策定・実施

(ア) 事前研修

- ①参加学生を対象とする事前研修プログラムの策定
- ②広島県、長崎県及び海外参加国・地域における事前研修の実施に係る現地委託業者の選定及び事務調整
- ③研修場所の確保並びに講師との調整全般

(イ) 共同学習

- ①共同学習プログラムの計画・実施

- ②共同学習会場・宿泊施設の手配及び宿泊に係る必要な手続き・支払全般に関すること
 - ③沖縄県内（沖縄本島に限る）での見学・視察先の選定・事前調整・手続き全般に関すること
 - ④講義の実施に係る講師の手配及び事前調整、謝金・交通費等支払に関すること
 - ⑤共同学習期間中の日程及び参加者の行動管理
 - ⑥指導者及び通訳の確保
 - ⑦共同学習期間中の参加者の健康管理に関すること
 - ⑧参加者情報（健康状態、食物アレルギーの有無、持病、宗教上の食事制限など）の把握及び適切な配慮
 - ⑨共同学習期間中の移動手段の手配・手続き全般に関すること
 - ⑩共同学習実施に係る歓迎会・送別会の開催
- (ウ) 過去に本事業に参加した学生とのオンライン交流会
- ①交流会の企画・運営
 - ②過去に本事業に参加した学生との連絡調整
 - ③オンライン交流会に必要な機器の手配・操作
- (3) シンポジウム開催
- ①開催日の調整
 - ②開催場所の選定・確保、会場設営に関すること
 - ③広報に関すること
 - ④同時通訳者または逐次通訳者の手配（必要に応じて）
 - ⑤シンポジウム開催に係る支払全般に関すること
- (4) 沖縄渡航（現地における移動を含む）の手配
- ①参加国・地域から沖縄県までの往復の交通手段の確保、旅費等の支払
 - ②参加者（参加学生・指導者・通訳）のパスポート所持の確認及び必要に応じた査証の手配
 - ③事業期間中の旅行保険の手配
 - ④その他、渡航に係る必要な手続き・事務調整
- (5) 共同学習成果報告書の作成
- (ア) 掲載内容
- 研修成果品として研修成果報告書を作成すること。研修成果報告書は、以下の①～④に関する内容を盛り込み、県内高等学校、大学等で平和学習に利活用できる内容とすること。
- ①共同学習における各プログラムの実施内容のまとめ
 - ②事業概要、実施体制、研修スケジュール、参加者リスト、研修時の写真
 - ③各研修でのアンケート結果（沖縄戦や他国の歴史に関する理解度、研修に関する感想など）

④シンポジウムにおける発表、意見交換、提言等

(イ) 仕様

報告書の仕様は、A4 100 ページ前後、カラーとし、日本語版と英語版をそれぞれ作成する。

(ウ) 記録媒体

記録媒体は、以下の通りとする。

・製本版：850部（日本語版：700部 英語版：150部）

(エ) 報告書の配布

報告書は、沖縄県平和祈念資料館が作成する報告書配布リストに記載された各国・地域から参加する学生が在籍する大学及び国公立図書館や博物館をはじめ、沖縄県内に所在する公私立高等学校並びに国公立私立大学、沖縄県立図書館、沖縄県内市町村立図書館、国立高専、インターナショナルスクール等に配布する。

(オ) 電子データ

報告書は、PDF形式でデータを提供すること。

(6) その他研修記録成果品の作成

以下の通り、事前研修及び共同学習に関する記録写真、記録動画及び研修成果をまとめた展示用パネルを作成する。各成果品は、DVD、CD-R、SDカード等の記録媒体により電子データも提供すること。

① 成果報告パネル（A1サイズ カラー、10枚以内）

② 事前研修及び共同学習期間中の写真（jpeg形式等）

③ 研修期間中の記録動画（共同学習全体を15分程度に編集したもの、ディスカッションの様子を20分程度に編集したもの、シンポジウムの様子の全体及び15分程度に編集したもの）

(7) 業務完了報告書の提出

①委託契約終了と同時に、業務に要した経費を明らかにする「業務委託経費使用明細書」を備えた「業務完了報告書」を正副各1部作成し、提出すること。

②計上経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出すること。その際、計上経費は、回数、単価、個数等算出根拠がわかるよう明記すること。

(8) その他

①本事業の成果目標は「共同学習において、『沖縄戦及び他国の歴史について理解できた』『平和構築に関する意識が高まった』と回答する参加者が70%以上」としている。成果目標を達成できるような事業計画を行うこと。

②必要に応じて、参加国・地域単位で、リーダー、サブリーダーの選出等チームビルディングを行うこと。

③海外渡航（沖縄県への派遣）に関する予備知識の習得を図ること。

④共同学習時に自国紹介（地理的特性、歴史、文化、人種構成等）ができるように事前学習・事前準備を行うこと。

- ⑤共同学習参加者、通訳・指導者については、共同学習期間に係る海外旅行保険及び国内団体旅行保険等の手配と費用負担を行うこと。
- ⑥現地視察時または講義資料については、出来る限り各母国語（日本語、韓国語、中国語（台湾語）、カンボジア語、ベトナム語）に翻訳したものを用意すること。
- ⑦シンポジウムは、できるだけ多くの県民が参加できるよう周知方法、実施形式、開催場所を十分に検討すること。
- ⑧シンポジウム開催時に同時通訳（または逐次通訳）を実施することで、意思疎通・意見交換、相互理解が速やかに行われるようにすること。
- ⑨依頼文書、お礼状等の作成・送付。（※館長名での公文書については、送付のみ。）
- ⑩共同学習時の写真及び成果報告書、研修時の様子をまとめた動画を資料館ホームページ及び年報等に掲載するため、インターネット上で公開しても差し支えないよう個人情報に配慮するとともに、事前に研修参加者（学生、指導者、通訳）から掲載に係る同意を事前に得ておくこと。
- ⑪その他、本事業の実施にあたる検討事項については、沖縄県平和祈念資料館と密に連携を図り、課題解決にあたること。
- ⑫感染症の流行拡大等、事業内容や方法等の変更が必要になった場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めることとする。

7. 実施体制

受託者の体制は、次の条件を満たすこと。

(1) 総括責任者 1名

受託業者の社員であり、過去に同規模程度の平和交流事業等を統括した経験がある者。

(2) 担当者 2名以上

受託業者の社員であり、過去に同規模程度の平和交流事業等を経験がある者。うち1名は、共同学習期間中に本事業参加者と同じ宿泊施設に宿泊するなどして、不測の事態に対応できるよう体制をとること。

(3) 通訳・指導者

(ア) 通訳

各国・地域別に通訳者を1名ずつ手配すること。

(イ) 指導者

沖縄県外及び海外参加者の所在国・地域と沖縄間の移動に際し、安全管理等の観点から、広島県、長崎県、カンボジア、韓国、台湾、ベトナムからの沖縄渡航及び共同学習期間中に同行する指導者を参加国・地域毎に1名ずつ手配すること。ただし、沖縄県内からの参加者については、受託業者が指導を担当してもよい。その場合、事業の円滑な実施と参加学生への指導及び安全管理について支障が出ることのないよう、人員配置に十分留意すること。

8. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権及び使用権は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

9. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ア. 契約金額の50%を超える業務
- イ. 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ウ. その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることができる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ア. 各国・地域からの参加者選定、事前研修及び指導者・通訳の手配に関する業務
- イ. その他、県が再委託により履行できると決定した業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

○その他簡易な業務

- ア. 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- イ. 原稿、データの入力及び集計
- ウ. 講義資料等の翻訳業務
- エ. 共同学習の実施に係る荷物の輸送、移動
- オ. 沖縄県内での見学、視察、受講等に関連する交通移動
- カ. その他、県が簡易と決定した業務

(4) 再委託の相手方の制限

本業務委託の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に本業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

(5) 関係会社等への再委託

関係会社等との取引であることのみを選定理由とした再委託は原則禁止とする。経済性の観点から、相見積もりを取り、最低価格を提示した者を選定すること。

10. 守秘義務・個人情報の取扱いについて

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。